

「坂城町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 7年 3月19日

坂 城 町 長

坂城町規則第 5号

坂城町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
坂城町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第3号）の一部
を次のように改正する。

第13条第2項中「及び第9号」を削る。

別表第1中「

(9) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	1 会計年度において5日を超えない範囲内において最小限度必要と認める日又は期間
--	---

」を「

(9) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	1 会計年度において町長が定める期間
--	--------------------

」に改める。

別表第2中「民法」を「民法（明治29年法律第89号）」に、「

(2) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長の定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 会計年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間）を超えない範囲内で必要と
--	--

	認める期間
--	-------

」を「

<p>(2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、当該子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1会計年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間までの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間）を超えない範囲内で必要と認める期間</p>
--	---

」に、「

<p>(9) 負傷又は疾病（前3号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>1会計年度において町長の定める期間</p>
<p>(10) 骨髄移植のため、骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合の当該申出又は提供に伴う検査、入院等</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>
<p>(11) 妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子の会計年度任用職員が母子保健法第10条</p>	<p>町長の定める時間</p>

に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	
(12) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	町長の定める時間

」を「

(9) 骨髄移植のため、骨髄若しくは末梢 ^{しょう} 血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合の当該申出又は提供に伴う検査、入院等	その都度必要と認める期間
(10) 妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	町長の定める時間
(11) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	町長の定める時間

」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。